

平成29年度特定施設入居者生活介護に係る事前協議の基本方針

1 趣旨

平成29年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項第5条に基づき、平成29年度特定施設入居者生活介護に係る事前協議の基本方針を次のとおり定める。

2 事前協議の対象

(1) 介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）で行われるものに限る。）の新規指定

①上益城圏域（御船町）：必要利用定員30人以内

(2) 混合型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）で行われるものに限る。）の新規指定

②八代圏域（八代市）：必要利用定員23人以内

※混合型の必要利用定員＝施設定員×0.7で算出（0.3は自立者の入居を想定）

3 留意事項

(1) 療養病床転換との関係について

療養病床転換のための計画は対象としない。

(2) 市町村との協議について

整備予定地の市町村（御船町、八代市）と当該計画についての協議を行った事実が確認できる「協議実績確認書」が発行されている計画であること。

(3) 行政法令上の土地使用制限について

農地法や都市計画法等に基づく必要な許可若しくは解除が見込まれる計画であること。

なお、事業者採択決定後、土地の使用に係る農地法や都市計画法等に基づく必要な許可若しくは解除が得られない場合には、事業採択を取り消すものであること。

(4) 土地の安定的な使用の確保について

所有権や賃借権の確保等、土地の安定的な使用が確保若しくは予定されている計画であること。

(5) 指定対象となる施設について

特定施設入居者生活介護事業所の指定は、特定施設ごとに行うものであり、特定施設の一部のみを指定対象とすることはできない。

(6) 整備計画の変更

事前協議書提出後は、原則として整備計画の変更はできない。

(7) 施設整備等審査会

提出された事前協議書は、県所管の施設整備等審査会において「平成29年度審査評点配分表」を基に協議され、その結果を踏まえて、施設整備（事業所指定）の適否並びに優先順位を定めるものとする。

4 事前協議のスケジュール（予定）

平成28年	8月	9日	事前協議説明会（事業予定者・市町村担当者向け）
	9月	26日	事前協議書提出締切
	～	11月末	ヒアリング及び現地調査
	12月		施設整備等審査会
	以降		事前協議終了通知（事業者あて）